

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成25年3月1日

弁護士法人 匠総合法律事務所  
代表社員弁護士 秋野 卓生 殿

資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力市場整備課長

平成25年1月31日付けで別添により照会のあった件について、下記の見解を回答いたします。

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令（条項）の解釈は、以下のとおりです。

記

電気事業法第5条第7号における特定電気事業の許可要件については、「特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして適切であること」と定められており、この許可要件に対する適合の可否は、総合的に判断されるものです。今回御提示いただいた「太陽光が太陽光発電パネルに反射し、この反射光が近隣の建築物等に照射され、これらの建築物に係る住環境に影響を与えるおそれ」について具体的内容が必ずしも明らかではありませんが、御提示された情報のみをもって、公共の利益に照らして適切でないとして直ちに判断するものではありません。なお、特定電気事業の許可申請に対する審査過程においては、個別具体的な事案を考慮して判断していくべきものと考えます。

(参考)

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

第五条 経済産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも

適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること、特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして適切であること。